

第5章 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等

5-1 改修等の整備水準

対象施設すべての建物について、築年数が30年以上経過しているため、施設のあり方の検討を行い実情に応じた修繕・改修を実施していきます。施設の劣化状況や基本的な方針を踏まえた整備水準を設定します。以下、各施設の現時点での整備水準になります。

図表 5-1 各部位の整備内容

項目	整備内容
外部仕上げ	<ul style="list-style-type: none">・屋根、屋上の適宜修繕・改修・外壁の補修・再塗装・外部開口部の更新及び塗装
内部仕上げ	<ul style="list-style-type: none">・アリーナ床の更新、壁の適宜修繕・道場床・壁の更新
電気設備	<ul style="list-style-type: none">・照明のLED化・館内照明の適宜修繕
給排水設備	<ul style="list-style-type: none">・給排水管の更新・浄化槽の更新
空調設備	<ul style="list-style-type: none">・ボイラー修繕・空調機器の適宜修繕

5-2 維持管理の項目・手法等

図表 5-2 スポーツ・レクリエーション系施設 各種点検実施表

調査主体	調査者	点検種別	実施時期	点検内容
施設管理 担当課	専門業者	建築基準法第12条に基づく定期点検	・建築物の敷地・構造は3年以内ごと ・特定建築設備（昇降機、その他）は1年以内ごと	・敷地、建築構造、建築仕上げ、防火区画、建築設備などの損傷、腐食その他の劣化状況
		各種設備等の法定点検	・各月	・受変電設備 ・浄化槽設備等
			・年2回	・消防用設備
	各種設備の自主点検	・年2回	・自動ドア保守点検 ・非常用自家発電機保守点検 ・体育館監視装置保守点検 ・非常放送設備等保守点検 ・空調機器清掃点検	
	施設管理担当課職員	現地調査	・年1回	・施設の劣化状況の把握等 ・マネジメントシステムへの入力
			・日常	・日常的な設備の点検